

平成25年度

東北地方整備局コンプライアンス報告書

平成26年7月

東北地方整備局コンプライアンス推進本部

## <目次>

I. はじめに	P1
II. 推進計画の実施結果と評価	
1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直しについて	P2～
2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底について	P7～
3. 事業者等との適切な対応について	P12～
4. 技術審査資料等の管理の徹底について	P15～
5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為 及び不当な働きかけに対する対応について	P17～
6. 入札結果の継続的監視について	P18～
7. コンプライアンスへの取組に関する内部監査	P19～
III. アドバイザリー委員会からの意見等	P21～
IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について	P23～

## 1. はじめに

東北地方整備局では、従前より職員へのコンプライアンスの意識の向上を図るため様々な取組を実施してきたところである。

しかし、高知県内において発生した国土交通省発注の土木工事における入札談合事案を受けて、平成24年10月に国土交通本省から「当面の再発防止対策について」が発出され、また、平成25年3月には国土交通本省において「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられたところである。

これらを踏まえ、当整備局では平成24年11月に「東北地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び「東北地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して取り組んでいる。

平成24年度においては、新たな取り組みとして、不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直しとして「入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し」の試行等を実施した。

平成25年度においても、「入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し」について対象工事種別を拡大しながら試行を実施するとともに、「応札状況の透明化・情報公開の強化」や「入札契約手続きにおける機密情報に関する管理方法及び情報管理責任者についての明確化・ルール化」など新たな取組を追加して実施してきたところである。

本報告書は、平成25年度における推進計画の実施結果と推進本部による評価、並びに委員会からの意見を取りまとめたものである。

## II. 推進計画の実施結果と評価

### 1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直しについて

#### 推進計画

#### (1) 入札書と技術提案書の同時提出 ..... 継続

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点の漏洩の防止を図る。  
なお、平成24年度は16事務所等で16件の試行を実施したが、未実施の事務所等においては対象工事種別を拡大しながら実施し、第1四半期までにすべての事務所等において試行を実施する。

#### (2) 予定価格作成時期の後倒し ..... 継続

予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩の防止を図る。  
なお、平成24年度は16事務所等で16件の試行を実施したが、未実施の事務所等においては対象工事種別を拡大しながら実施し、第1四半期までにすべての事務所等において試行を実施する。

#### ◎実施結果

- ・平成24年度は16事務所等で16件の試行を実施したところであるが、平成25年度は18事務所等において18件の工事等で試行を実施した。

#### <平成24年度>

青森河川国道事務所、岩手河川国道事務所、南三陸国道事務所、  
仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、秋田河川国道事務所、  
湯沢河川国道事務所、山形河川国道事務所、新庄河川事務所、  
福島河川国道事務所、郡山国道事務所、磐城国道事務所、  
三春ダム管理所、摺上川ダム管理所、八戸港湾・空港整備事務所、  
釜石港湾事務所

#### <平成25年度>

津軽ダム工事事務所、高瀬川河川事務所、胆沢ダム工事事務所、  
能代河川国道事務所、酒田河川国道事務所、福島河川国道事務所、  
北上川ダム統合管理事務所、最上川ダム統合管理事務所、  
七ヶ宿ダム管理所、玉川ダム管理所、東北技術事務所、  
国営みちのく杜の湖畔公園事務所、盛岡営繕事務所、青森港湾事務所、  
塩釜港湾・空港整備事務所、秋田港湾事務所、酒田港湾事務所、  
小名浜港湾事務所

- ・福島河川国道事務所では、平成24年度及び平成25年度において各年度1件の工事等で試行を実施した。

- ・なお、8事務所では試行対象工事が無いなどの理由で試行が実施できなかった。
- ・また、下記の事務所では、入札公告において「本工事は入札と技術資料等の提出を同時に行う試行工事である」旨を太字や赤字又は波線にするなど、明確にわかるよう工夫していた。

<平成24年度>

〔岩手河川国道事務所、湯沢河川国道事務所、山形河川国道事務所、郡山国道事務所、摺上川ダム管理所、八戸港湾・空港整備事務所、〕

<平成25年度>

〔胆沢ダム工事事務所、能代河川国道事務所、福島河川国道事務所、最上川ダム統合管理事務所、七ヶ宿ダム管理所、玉川ダム管理所、塩釜港湾・空港整備事務所、秋田港湾事務所〕

- ・電子入札システムにおいて、入札参加業者が開札時まで出力できない箇所に技術提案を含む技術審査資料を誤って添付したため、事前の技術審査が出来なくなり、入札無効となった案件があった。
- ・試行を行った結果、電子入札システムでは事務所及び業者から以下のような意見が出された。
  - ・入札書、技術資料の同時提出後及び予定価格作成時期の後倒しをする入札手続きであれば、マスキングは必要ないのでは無いか。
  - ・「競争参加資格の確認結果」の通知が入札書の提出後となるため、入札参加資格のない業者も入札のための積算を行うこととなり、業者の負担が増大する。
  - ・電子入札システムで技術資料等と工事費内訳書を同時提出すると、添付ファイルの容量が制限を超えてしまう。
  - ・公告から入札書提出期限までの期間が短いことから、今後もこの位の期間で行うのであれば、積算期間が短く厳しい日程である。
- ・事務所及び業者からの意見等を踏まえ、電子入札システムについては必要な改良を行い、平成25年11月19日からは改良後のシステムが稼働しているところである。

#### ◎推進本部の評価

- ・入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しは、不正が発生しにくい入札契約手続きの重要かつ中心的な施策であると考えます。

- ・特に、福島河川国道事務所では、平成24年度及び平成25年度において各年度1件の工事で試行を実施したことは評価できる。
- ・入札公告において試行対象工事と他の工事を区別するために、太字や赤字又は波線を用いて分かり易く工夫していたことは評価できる。
- ・電子入札システムにおいて、添付箇所の誤りによって入札無効となった案件や容量不足に関してはシステムの改良が行われ、その結果、これらの問題は解消している。
- ・「入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し」の試行において、入札公告から入札までの期間が短かったことから、平成26年度からの本格実施においては試行時よりは期間を確保している。

## 推進計画

### (3) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

…… 継続

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

#### ◎実施結果

- ・積算業務担当（工務課等）と技術審査・評価業務担当（計画課、品質確保課等）については平成20年度から分離体制を図っており、平成23年7月からはダム管理所の隣接事務所併任者による発注、監督及び検査業務の分離体制も図ってきたところである。平成25年度においても分離体制に基づき、積算業務及び技術審査・評価業務を行った。
- ・平成25年10月以降に発注した案件については、各県ブロックにおける技術審査業務の集約化を図るなど、分離体制をより強化した。

#### ◎推進本部の評価

積算業務と技術審査・評価業務を分離することは、予定価格の情報と評価点の情報をそれぞれ別の部署で管理することになるため、秘密情報漏洩防止が図られている。

## 推進計画

### **(4) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底** …… 継続

各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価の防止を引き続き実施する。

#### ◎実施結果

- ・技術審査会等で使用する技術審査資料については、入札参加業者名のマスキングを徹底してきたところであるが、高知県内の入札談合事案を踏まえ平成24年10月に「適正な入札・契約手続きの徹底について」を発出し、改めて本局及び各事務所に周知したところである。平成25年度においても当該通知に基づき、技術審査会等で使用する技術審査資料について入札参加業者名のマスキングを行い、情報漏洩の防止を図った。
- ・また、平成25年9月26日に「発注者綱紀保持規程」を改正したうえで、同年10月30日に「コンプライアンス・マニュアル」も改訂し、情報管理整理役職表を定めることを盛り込んだ。これにより、入札参加業者名をマスキングする職員を指定することで担当職員の明確化を図った。

#### ◎推進本部の評価

マスキングについては事務作業量の増加や、それに伴う入札手続き上のミスにつながる恐れもあるので、今後も適切に対応していく必要がある。

なお、平成26年度から「入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し」を本格実施する工事については、本省通知に基づき原則マスキングが不要になっている。

## 推進計画

### **(5) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ** …… 継続

違約金引き上げ（10%を15%へ）の対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこと。また、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大することを引き続き実施する。

#### ◎実施結果

- ・談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げについては、平成24年12月に工事請負契約書の一部が改正されたところである。平成25年度においても改正された工事請負契約書を用いて契約を締結した。

◎推進本部の評価

本局及び各事務所の実施状況について確認したところ、違約金条項が適用する事案は無かった。



## 2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底について

### 推進計画

<p><b>(1) 所内会議等による関係法令及び発注者綱紀保持規程等の周知徹底</b> …… <b>継続</b></p> <p>「綱紀粛正対策委員会」等の所属所内会議において、官製談合防止法等の関係法令及び発注者綱紀保持規程等について、引き続き職員周知を図る。</p> <p>なお、併せて、違反行為に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑罰等についても引き続き周知を図る。</p>
--

### ◎実施結果

- ・第1四半期及び12月の「綱紀粛正対策委員会」等の所属所内会議において、関係法令、発注者綱紀保持規程等について、職員へ周知徹底した。
- ・平成25年度の東北地方整備局コンプライアンス推進計画に係る具体的な取組についても、所属所内会議の開催等により職員へ周知徹底した。
- ・また、青森県内の6事務所では「公正取引委員会の職員向け官製談合防止法研修への講師派遣制度」を活用し、独自に研修会を実施していた。

### ◎推進本部の評価

職員への周知等は本局及び各事務所とも適切に行われている。

特に、青森県内6事務所では職員の意識の涵養を図るため、公正取引委員会の講師派遣制度を積極的に活用し、研修会を実施したことは評価できる。

### 推進計画

<p><b>(2) コンプライアンス・ミーティングの実施</b> …… <b>継続</b></p> <p>日常の業務におけるコンプライアンスについて、職員相互間で意見交換を行うことにより理解を促進するため、コンプライアンス・ミーティングを引き続き実施する。</p>
--

### ◎実施結果

- ・第1四半期及び12月の「国家公務員倫理週間」において、公務員倫理や利害関係者との対応等をテーマに各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
- ・開催にあたっては、所属単位や事務所全体での開催、所内会議等開催時にも開催するなど全ての事務所で実施した。
- ・特に、岩手河川国道事務所では、事務所に所属するコンプライアンス・インストラクターが遠隔の出張所に出向くなど開催方法を工夫して実施していた。

- ・また、特に、下記の事務所では、出張等でミーティングに参加できなかった職員を別途招集してミーティングを実施したりするなどの工夫をして実施率100%を達成した。

〔 郡山国道事務所、青森港湾事務所、塩釜港湾・空港整備事務所、  
酒田港湾事務所、仙台港湾空港技術調査事務所 〕

- ・職員の参加率は全体で第1四半期92.3%、12月実施が93.9%となっている。
- ・なお、事務所からは「第1四半期及び12月に限定した開催時期が、業務多忙の時期と重なる等でコンプライアンス・ミーティングの実施が負担となっている」との報告があった。

### ◎推進本部の評価

それぞれの所属における参加率を確認したところ全所属で実施され、職員の参加率は平均で90%を超えており、昨年度と同程度の参加率となっている。

コンプライアンス・インストラクターの出張所への派遣や、出張等でミーティングに参加できなかった職員を招集して別途ミーティングを実施した各事務所の取組については、今後推奨すべき取組として期待される。

なお、参加率の低い事務所については、参加率の向上が図られるよう工夫する必要がある。

また、事務所から「開催時期を限定されたことによりコンプライアンス・ミーティングの実施が負担となっている」との報告を踏まえ、平成26年度の開催時期については繁閑等を考慮するなど柔軟に対応する必要がある。

### 推進計画

#### (3) e-ラーニングの受講

…… 継続

コンプライアンス e-ラーニングについて、現在構築されているコンテンツ（§1 服務、§2 倫理、§3 官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）の受講指導を引き続き実施する。

### ◎実施結果

- ・現在構築されているコンテンツ（§1 服務、§2 倫理、§3 官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）については、従前より受講指導を実施してきたところである。平成25年度においても各部、各事務所に受講指導を実施した。

- ・それぞれのコンテンツにおける3月末現在の受講率は下記のとおり98%を超えており、大部分の職員が受講済みとなった。
  - §1 服務 → 99.0%
  - §2 倫理 → 98.8%
  - §3 官製談合防止法 → 98.9%
  - 「倫理的な組織風土を構築するために」 → 100%
  - 「公務員倫理について学ぶ」 → 98.3%
- ・未受講者がいる事務所には本局から未受講者リストを送付し、未受講者に受講を促した。
- ・なお、病気休暇中等の理由により、一部の職員は未受講であった。

#### ◎推進本部の評価

コンプライアンスeラーニングについては、職員のコンプライアンスにおける意識の涵養を図ることが目的である。平成25年度における各受講率は98%を超えており、大部分の職員が受講済みとなっている。

なお、未受講の職員については受講を促す必要がある。

また、eラーニングについては一度受講が終了すると受講済となり、年度が替わっても受講履歴は受講済となっていることから、コンプライアンス意識が希薄にならないよう定期的に受講させる必要がある。

#### 推進計画

##### (4) セルフチェックシートの活用

…… 継続

発注者綱紀保持規程等に関する基本的な事項に係る「セルフチェックシート」について、所属所内会議で引き続き活用するとともに、研修等においても活用を図る。

#### ◎実施結果

- ・「発注者綱紀保持セルフチェックシート」を作成配布し、これを活用した各職員による「セルフチェック」を、2月末までにほぼすべての職員が実施した。
- ・セルフチェックにおける実施率は98.8%であり、平均正答率は81.8%であった。(最高平均正答率99.6%、最低平均正答率24.3%)
- ・なお、病気休暇中等の理由により、一部の職員は未実施であった。

### ◎推進本部の評価

実施率は約98.8%であり、大部分の職員が実施済となっている。

正答率が低い質問に対しては解説等を行い、職員へのフォローアップと意識付けを行う必要がある。

また、本省定期監察の提示意見を踏まえ、集計結果等についてはフィードバックする必要がある。

### 推進計画

#### (5) 幹部職員会議における周知徹底

…… 継続

事務所の幹部職員（事務所長、副所長等）を対象とした会議において、外部講師によるコンプライアンスに係る講話を引き続き実施し、意識の涵養を図る。

また、新任の副所長を対象とした新任副所長連絡会議（コンプライアンス講習）についても引き続き実施する。

### ◎実施結果

- ・平成25年4月10日に開催された事務所長会議及び平成25年5月21日に開催された新任の副所長を対象とした新任副所長連絡会議において、外部講師（発注者綱紀保持担当弁護士、公正取引委員会）によるコンプライアンスに係る講話を実施し、意識の涵養を図った。
- ・酒田河川国道事務所では、外部講師（発注者綱紀保持担当弁護士）による講義のレジュメを使用して、綱紀粛正対策委員会において官製談合・綱紀保持について周知し、意識の涵養を図っていた。

### ◎推進本部の評価

外部講師の専門的な知識と豊富な経験に基づく講話は、法律の解釈などについても事例を交え聴講者に理解しやすい内容となっており、幹部職員へのコンプライアンスの意識の徹底には効果的な取組であることから今後も継続していく。

なお、外部講師による講義レジュメについては幹部職員を対象としたものであるが、酒田河川国道事務所では当該レジュメを使用して所属職員に官製談合・綱紀保持について周知していたことは評価できる。

## 推進計画

### (6) 研修における周知徹底

…… 継続

主な研修について、「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時のリスク、情報管理の徹底等について講義を引き続き実施する。

特に、「コンプライアンス」に重点をおく研修においては、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を採用入れていく。

### ◎実施結果

- ・平成25年度に開催された研修・セミナー（全51コース）のうち主な研修と一部のセミナー（計36コース）に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けた。
- ・特に、「コンプライアンス」に重点をおいたセミナー「コンプライアンス・インストラクター養成セミナー」においては、通常の班別討議形式の他に、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式（ワールドカフェ方式）を採用入れた。

### ◎推進本部の評価

主な研修に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたことは、職員に関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時におけるリスク、についての意識を徹底させる手段として有効であると考えます。

また、グループ討議方式は、職員の意識の涵養を図るうえで効果的な手法であることから、今後は「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けた研修に積極的に導入すべきである。

### 3. 事業者等との適切な対応について

#### 推進計画

##### (1) 事業者等への発注者綱紀保持規程等の周知

…… 継続

東北地方整備局発注者綱紀保持規程等関係法令や再発防止対策等について、次のような取組により事業者及び来庁者等へ引き続き周知し、理解を求めるものとする。

- ① 有資格者を対象とした発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼をホームページに掲載。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼を同封。
- ③ 「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」をホームページに掲示。
- ④ 庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼を掲示。

#### ◎実施結果

- ・有資格者に対する発注者綱紀保持に関する協力依頼については、従前よりホームページに掲載してきたところである。平成25年度においては「不当な働きかけ」の例示と参考Q&Aを追加掲載した。
- ・平成24年度から、発注者綱紀保持に関するリーフレットを作成し、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に当該リーフレットを同封して、有資格者へ協力を依頼してきたところである。平成25年度においてもリーフレットを同封して有資格者へ協力を依頼した。
- ・「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」については平成25年4月23日にホームページに掲載した。また、「東北地方整備局コンプライアンス推進計画（平成25年8月28日変更）」についても平成25年8月28日にホームページに掲載した。
- ・庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼は引き続き掲示されており、来庁者への周知が図られている。
- ・アドバイザリー委員からの提示意見を踏まえ、過去の違法事例や課せられたペナルティについて、事業者向けのコンテンツを作成し、平成26年3月19日にホームページに掲載した。

#### ◎推進本部の評価

事業者等に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、本局及び各事務所とも適切に実施されている。

## 推進計画

### (2) 事業者等との応接方法の徹底

…… 継続

事業者等との応接に当たっては、次のとおり行うことを引き続き徹底する。

① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。

② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。

この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。

また、事業者等との応接を執務室外のオープンな場所等で行うことができるよう、執務環境を整備する。

#### ◎実施結果

- ・発注者綱紀保持規程第7条に基づく応接方法については、本局及び各事務所とも適切に実施されていた。また、綱紀肅正対策委員会や所属所内会議等において、具体的な応接方法について確認することなどにより周知徹底を図った。

#### ◎推進本部の評価

本局及び各事務所の応接方法の周知について確認したところ、綱紀肅正対策委員会や幹部会、朝会等で周知され適切に対応されていた。今後も国民の疑惑や不信を招かないよう、事業者との応接に当たっては適切に対応する事が必要である。

## 推進計画 (H25.8 追加)

### (3) 副所長室の大部屋化・相部屋化等

…… 継続

副所長室の大部屋化・相部屋化については、今後も取組を進める。なお、大部屋化相部屋化がなされるまでの間は、可視化を行う。

#### ◎実施結果

- ・副所長室の大部屋化・相部屋化については、平成26年3月末までに全て完了した。
- ・大部屋化・相部屋化により業者との対応は個室で行うことができなくなり、官製談合などの国民の疑惑や不信を招く恐れのある職場環境が改善された。
- ・大部屋化・相部屋化前と比較すると、副所長間における情報共有が適切に行われる結果となった。
- ・なお、個室で行うべき打ち合わせ等については、別途会議室等を確保して行っている。

◎推進本部の評価

限られた予算と建物の構造上の問題を解決しながら、全ての事務所において完了したことは評価できる。

しかし、大部屋化・相部屋化に伴い、個室で行うべき打合せ等について別途会議室を確保しなければならないデメリットも生じている。



#### 4. 技術審査資料等の管理の徹底について

##### 推進計画

##### (1) 回収及び処分等のルールの徹底

…… 継続

技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールを引き続き徹底する。

また、ミスプリントや検討段階の資料等作成途中で不要となった資料についても、シュレッダーによる裁断等確実な処分を引き続き徹底する。

##### ◎実施結果

- ・技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールに基づき適切に処分されていた。また、年度当初に開催した入札・契約手続運営委員会や所属所内会議等において、回収及び処分等のルールについて確認することなどにより周知徹底を図った。

##### ◎推進本部の評価

本局及び各事務所の回収及び処分等のルールの徹底の周知について確認したところ、入札・契約手続運営委員会等で適切に周知されている。点検の結果、シュレッダーによる裁断等確実な処分が行われていた。

##### 推進計画

##### (2) 厳重な保管

…… 継続

資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないような場所に引き続き厳重に保管する。

##### ◎実施結果

- ・資料作成の基礎となるデータについては、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないよう厳重に保管されていた。また、所属所内会議等において厳重に保管するよう周知徹底した。
- ・また、平成25年9月26日に「発注者綱紀保持規程」を改正、同年10月30日に「コンプライアンス・マニュアル」を改訂し、情報管理のルールを定め、データの保管について明確化した。

### ◎推進本部の評価

本局及び各事務所のデータの保管状況やルールの周知等について確認したところ、所内会議や入札・契約手続運営委員会等で説明する等で適切に周知されていた。点検の結果、データの保管については厳重に保管されていた。

### 推進計画（H25.8 追加）

#### （３）情報管理の徹底

- ① 予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの入札契約手続きにおける機密情報に関する管理方法及び管理責任者について、明確化・ルール化を行う。…………… **新規**
- ② 機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合には、アクセス制限、パスワード管理等、技術的セキュリティの強化を図るなど、情報管理の徹底を進める。…………… **継続**

### ◎実施結果

- ・平成25年9月26日に「発注者綱紀保持規程」を改正、同年10月30日に「コンプライアンス・マニュアル」を改訂し、機密情報に関する管理方法及び管理責任者等について明確化・ルール化するとともに、改訂されたマニュアルを全職員に配布して周知徹底を図った。
- ・本局及び各事務所ごとに情報管理整理役職表を作成して、情報管理責任者等の職務を周知し情報管理の徹底を図った。
- ・また、平成26年2月末までに情報の管理状況についての点検を全ての事務所で実施した。

### ◎推進本部の評価

「発注者綱紀保持規程」の改正等を行い、機密情報に関する管理方法及び管理責任者等について明確化・ルール化して適切に情報管理の徹底が図られていた。

今後も情報管理整理役職表の見直しや発注事務に関する情報の管理が適切に行われているか定期的に点検する必要がある。

## 5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応について

### 推進計画

<b>(1) 発注者綱紀保持規程に抵触する行為等への対応</b>	…… 継続
----------------------------------	-------

発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に抵触する行為があった場合の対応（報告制度及びその窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

<b>(2) 不当な働きかけに対する対応</b>	…… 継続
--------------------------	-------

事業者等又は東北地方整備局以外の職員等から、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応（その者への対応、報告制度及びその窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

### ◎実施結果

- ・「発注者綱紀保持規程」が改正されたため、所属所内会議等においては、改訂した「コンプライアンス・マニュアル」やフロー図により職員へ周知徹底した。
- ・12月に開催したコンプライアンス・ミーティングでは、「不当な働きかけ」についてのテーマを設けてミーティングを行い、不当な働きかけを受けたときの対応等について、職員に周知徹底を図った。
- ・青森河川国道事務所及び津軽ダム工事事務所では、職員に更なる周知徹底を図るため、「不当な働きかけ」に対する対応等についてのリーフレットを事務所独自に作成して事務室内及び事務室入口に掲示していた。

### ◎推進本部の評価

本局及び各事務所の周知方法等について確認したところ、朝会や課内会議等で改訂した「コンプライアンス・マニュアル」やフロー図により適切に周知されていた。

なお、青森河川国道事務所及び津軽ダム工事事務所において、事務所独自にリーフレットを作成し事務室入口や事務室内に掲示していたことは、不当な働きかけ等の対応を職員に意識させるという点においては有効であると考えられる。

また、アドバイザリー委員から意見の提示があった不当な働きかけに対する外部通報窓口については設置する必要がある。

## 6. 入札結果の継続的監視について

### 推進計画

#### (1) 談合疑義案件の確認

…… 継続

談合疑義事実の選定に関する基準に該当する入札案件については公正入札調査委員会へ報告を行うなど、入札結果について引き続き監視する。

#### ◎実施結果

- ・談合疑義事実の選定に関する基準に該当すると判断したときの報告を、引き続き実施した。うち公正取引員会に報告した案件は2件であった。
- ・なお、外部からの談合情報はなかった。

#### ◎推進本部の評価

談合疑義案件については、今後も引き続き監視する必要がある。

### 推進計画 (H25.8 追加)

#### (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

…… 新規

事務所ごとの年間を通じた一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合について、ホームページで公表を行い、応札状況の透明化・情報公開の強化を図る。

#### ◎実施結果

- ・一般土木工事と港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合について、本局及び事務所のホームページで公表し、応札状況の透明化・情報公開の強化を図った。

#### ◎推進本部の評価

各事務所における一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合の公表状況について確認したところ適切に公表されていた。

## 7. コンプライアンスへの取組に関する内部監査

### 推進計画

#### (1) 内部監査の実施

…… 継続

入札契約に関する不正行為の防止に資するため、主任監査官等が行う一般監査等により、各事務所等におけるコンプライアンスへの取組状況や入札・契約事務の実施状況等に対する内部監査を引き続き実施する。

#### ◎実施結果

主任監査官等が行う一般監査において、各事務所等における入札談合等関与行為の再発防止の取組やコンプライアンスへの取組状況などについて本局（港湾空港部）及び11事務所を対象に内部監査が実施された。

内部監査では事務所幹部職員にヒアリングを行い、下記の取組等が実施されていたことを確認した。

- ・県内事務所長会議において情報交換を行い、他事務所の推奨事例を参考にしている。
- ・職員とのコミュニケーションを図るため、事務所長自ら1日1回、各課に出向くようにしている。
- ・課長や係長以外の一般職員も事務所長室に入りやすい環境づくりに努め、業務以外の会話もするよう心がけている。

また、「平成25年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画」における実施項目については適切に実施されていたことを確認した。

本省が行う定期監察・特別監察においても、入札談合等関与行為の再発防止その他のコンプライアンスの徹底に関する取組や入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証についての監察が実施された。

- ・本省特別監察は、平成25年8月29日に山形河川国道事務所を対象に実施。
- ・本省定期監察は、平成25年11月13日に岩手河川国道事務所、14日から15日に本局を対象に実施。

その結果、本省定期監察においては、下記の事項について推奨する取組として評価された。

- ・アドバイザー委員会において、研修における討議形式の工夫の提言を受け、参加者が意見を言える討議形式を速やかに導入した。
- ・幹部職員に対し、外部講師によるコンプライアンスに関する講習を実施した。
- ・岩手河川国道事務所において、コンプライアンス・インストラクターを出張所に派遣し、コンプライアンスの意識向上に活用していた。
- ・東北地方整備局独自の取組として、本局での「綱紀保持委員会」、各事務所では「綱紀粛正対策委員会」を設置し、年2回以上開催してコンプライアンスの周知徹底等を図っていた。

なお、下記の事項については改善意見が提示された。

- ・幹部職員は、コンプライアンスの徹底を図るため、先頭に立って現場の部下職員に語りかけその倫理観の涵養及び保持の徹底を図るとともに、職員が自らの職務に自信と誇りを持って取り組むことができる職場環境作りに取り組むこと。
- ・不当な働きかけ等に対する相談体制が定着するような取組の工夫や、各種窓口の利用促進を図る対策を講じること。
- ・セルフチェックシートについて、正解率が低い質問に対するフォローアップの実施等、事後の周知・指導内容に反映させるなどの取組を講じること。
- ・コンプライアンス・アドバイザリー委員会等の議事については、委員からの質問、意見だけでなく、実際に回答した内容や、その後、実施した対応策があるならば、可能な範囲でそれらを公表するなど、国民の理解を深める取組に努めること。

#### ◎推進本部の評価

主任監査官等が行う一般監査において、コンプライアンスに関する監査項目は重要項目であり、引き続き実施すべきである。

なお、本省が行う監察については、適切に対応していく。

### Ⅲ. アドバイザリー委員会からの意見等

#### ＜セルフチェックシート関係＞

- ✚ セルフチェックシートにおける誤回答について、設問内容及び誤回答がなぜ生じたかについて検討し、重要な問題点が発見された場合には職員との講習会などにおいてこれを題材として勉強させることが必要である。また、この点が是正されたかを確認するため、次回のセルフチェックシートにおいて、問題表現を変えた上で再度チェックさせることも必要である。

#### ＜コンプライアンス・インストラクター関係＞

- ✚ コンプライアンス・インストラクターについて、その適用方法、指導内容等を充実させることにより、不祥事を防止しうる効果はかなり期待できるのではないかとと思われる。そこで、インストラクターの活用方針等を明確化し、内容の充実を図っていただきたい。
- ✚ コンプライアンス推進を今後継続していく上で、事務所単位での創意工夫やコンプライアンス・インストラクターの養成などは優れた取組である。
- ✚ コンプライアンス・インストラクターの質を維持するための工夫も必要である。
- ✚ コンプライアンス・インストラクター制度は活用方法によっては有効である。ちょっとした問題が発生した場合、近くに相談できるインストラクターが組織上整備されていれば、問題が大きくなる前に未然に防止できるため、メリットとしては非常に高いのではと思われる。

#### ＜コンプライアンス全般＞

- ✚ 例えば、酒気帯び運転や非違行為などは、ある意味コンプライアンスの根本的な事項であり、これら行為はマスコミ報道にもさらされやすく、組織イメージが大きく損なわれる。これら行為の未然防止について、今後も組織としての周知徹底を図っていただきたい。

### <PDCAサイクルの構築について>

✚ 規程等を改正した場合には、かなりのリスクは低減されるが、あるリスクを減らすことは、別のリスクを増大させる可能性がある。

また、コンプライアンス意識に関しては、当初の緊張感は時間の経過とともに薄れてしまう。

したがって、規程等を改正した場合を含め、実施状況を見て、必要な場合には部分的な改正等を速やかに実施できるようにすることや、コンプライアンス意識の緊張感を持続するための工夫を考える上でもPDCA (Plan、Do、Check、Action)サイクルの構築が必要と考える。



## IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について

### (1) コンプライアンス推進本部

平成25年

4月15日 第1回会合

- ・高知県内における入札談合事案に関する調査報告書を踏まえた再発防止策の徹底について
- ・月次入札状況のデータ作成及び提出並びに入札結果データの公表について
- ・今後のスケジュールと議事内容（案）の確認等

5月20日 第2回会合

- ・平成24年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況の報告について

6月21日 第3回会合

- ・平成25年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の変更（案）について
- ・東北地方整備局発注者綱紀保持規程の改正（案）について
- ・コンプライアンス推進関係の今後の活動予定等

平成25年度綱紀保持委員会を同時開催

7月16日 第4回会合

- ・平成24年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
- ・東北地方整備局コンプライアンス推進本部会合における各事務所の活動状況報告について

8月 5日 第5回会合

- ・平成24年度東北地方整備局コンプライアンス報告書について

8月28日 第6回会合

- ・平成25年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の変更について
- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔津軽ダム工事事務所〕  
〔山形河川国道事務所〕  
〔新庄河川事務所〕

9月26日 第7回会合

- ・発注者綱紀保持規程の改正について
- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔北上川下流河川事務所〕  
〔秋田港湾事務所〕

10月22日 第8回会合

- ・発注事務に関するコンプライアンス・マニュアルの改訂（案）について

- 10月30日 第9回会合
- ・発注事務に関するコンプライアンス・マニュアルの改訂及びコンプライアンス・アドバイザー委員からの意見等
  - ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等  
     〔青森河川国道事務所〕  
     〔酒田港湾事務所〕
- 11月26日 第10回会合
- ・本省定期監察における講評内容のまとめについて
  - ・酒気帯び運転について（綱紀保持委員会を同時開催）
- 12月24日 第11回会合
- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等  
     〔三陸国道事務所〕  
     〔仙台河川国道事務所〕
- 平成26年
- 1月27日 第12回会合
- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等  
     〔酒田河川国道事務所〕  
     〔福島河川国道事務所〕
- 2月18日 第13回会合
- ・事務所における再発防止策の具体的措置の状況等  
     〔秋田河川国道事務所〕  
     〔郡山国道事務所〕
  - ・北陸新幹線の融雪・消雪設備工事における公正取引委員会による立ち入り検査について
  - ・非違行為について（綱紀保持委員会を同時開催）
- 3月 3日 第14回会合
- ・平成26年東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について
  - ・発注者綱紀保持規程（案）について
  - ・コンプライアンス推進本部規則改正（案）について
  - ・コンプライアンス推進室改正（案）について
  - ・今後のスケジュール等
- 3月17日 第15回会合
- ・発注事務に関するコンプライアンス・マニュアルの改訂（案）について
- 3月17日 第16回会合
- ・平成26年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画について
  - ・発注者綱紀保持規程改正、コンプライアンス・マニュアルの改訂について

## (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会

平成25年

7月16日～19日

平成25年度 第1回委員会

- ・平成25年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の変更(案)について
- ・東北地方整備局発注者綱紀保持規程の改正(案)について
- ・平成24年度東北地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

平成26年

3月17日 平成25年度 第2回委員会

- ・平成26年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
- ・東北地方整備局発注者綱紀保持規程の改正(案)について
- ・発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル改訂(案)について